

令和 年 月 日 南箕輪村長 殿	整理番号	
住所 〒 ※住民税が課税されている住所をご記入ください。	フリガナ	
	氏名	
電話番号	個人番号	
	生年月日	明・大 昭・平 . .

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれの下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である。	<input type="checkbox"/>
---------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書き除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

【添付書類貼付台紙】

- ・①②に貼る書類については、裏面をご覧ください。
- ・書類は、コピーして貼り付けてください。

<p>① 個人番号確認</p>	<p>② 本人確認</p> <p>※この枠に入りきらない書類のコピーは、裏面の②へ貼ってください。</p>
---------------------	---

【マイナンバーカードをお持ちの方】

①に貼るもの	マイナンバーカード裏面(12桁の番号が記載されている面)
②に貼るもの	マイナンバーカード表面(顔写真のある面)

【マイナンバーカードをお持ちでない方】

①に貼るもの	マイナンバー通知カード(上部の緑色の部分) または個人番号が記載された住民票(コピーも可)を、貼らずに同封
②に貼るもの	顔写真付き本人確認書類…次のうち1つ ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・在留カード ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ※写真が表示され、氏名、生年月日、住所が確認できるようにコピーする 顔写真付き本人確認書類がない場合…次のうち2つ ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・納税証明書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 など

★添付書類の氏名・住所は、申請書に記載する氏名・住所と一致する必要があります。
氏名・住所の変更の記載がある場合には、その面の写しも貼付ください。

【大きい添付書類用貼付台紙】

②

- ・おもて面の①②の枠に入りきらない書類のコピーは、ここに貼ってください。
- ・この枠にも入りきらない書類のコピーは、貼らずに同封してください。
- ・複数の書類がある場合は、重ならないように貼ってください。